

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、園児の送迎用バスを運行する私立保育施設等に対し、予算の範囲内において、新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、送迎用バスへの安全装置の設置について支援し、通園時における児童の安全確保に向けた取組を強化するため、その交付にあたり、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものを除く。）
- (3) 地域型保育所 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く。）
- (5) 保育施設等 第1号から第4号に掲げる施設又は事業所
- (6) 法人等 保育施設等を運営する事業者
- (7) 送迎用バス 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利

用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)

(申請者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下、「申請者」という。)は、市内に所在する保育施設等を運営する法人等とする。ただし、次に掲げる保育施設等は除く。

(1) 申請時点で市税を滞納している法人等が運営する保育施設等

(2) 申請時点で休止又は廃止している保育施設等 ただし、新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な休止の場合を除く。

(3) 事業を継続する意思がなく、令和5年度中に休止又は廃止を予定している保育施設等

(4) 市又は県が設置する保育施設等

2 前項の規定にかかわらず、暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者とししない。

(補助金の額及び算定方法)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したとき

は、申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

（交付の条件）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

（1）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

（2）市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

（4）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

（5）保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。その際、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日公表）を活用すること。

（検査及び報告）

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び保育施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書

(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、前条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反した

こと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書(様式第6号)に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業の成果を記載した事業実績報告書(様式第7号)により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金の額の確定の通知を、補助金交付額確定通知書(様式第8

号) により行うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

(関係書類の整備及び保存)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和4年9月5日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条、第11条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表（第4条関係）

1 補助対象者	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第2条（1）～（4）の事業者	送迎用バス 1台当たり 175,000 円	安全装置設置事業を実施するために必要な安全装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費及び工事費を含む。）、リース料、及び導入費用（装置の導入に伴うバスのリース及び委託費の追加費用）	定額

※1 安全装置は、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日公表）に適合している必要がある。

※2 送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。

※3 補助金の額は、上記別表の第2欄に定める補助基準額と同表第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

※4 令和4年9月5日以降の事業実施にかかる経費を対象とする。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付申請書

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金の申請者としての要件を満たしているため、補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 情報の公表の内容、方法及び時期
- 3 添付書類

4 暴力団排除に関する誓約

(申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記2つの□にレを記入してください。)

私(当法人・当団体)は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。

※ 市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、補助金等の申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

5 補助金の振込先

(下記(1)・(2)のうち、該当するいずれか一方に☑を入れてください。また、(2)の場合は、必要事項もご記入ください)

(1) 債権者登録をしている口座に振込を希望します

※毎月の給付費及び委託料の口座と同一の口座を希望する場合は(1)にチェックしてください。

(2) 上記(1)以外の下記口座に振込を希望します

フリガナ											
口座名義											
振込先金融機関						預金種別 (普通・当座)	口座番号				
金融機関コード			店番号								
金融機関名				本・支店名							

※設置法人等の代表者以外の口座に振り込む場合、下記委任状も必ずご記入ください

委 任 状

年 月 日

(あて先) 新潟市長

委任者	法人・団体名	
	住所	
	代表者 職・氏名	
受任者	法人・団体名	
	住所	
	代表者 職・氏名	
委任事項	新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金の債権受領に関する一切の権限を委任します。	

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金の名称

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金

2 交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

3 交付条件

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 交付申請額 円

2 変更の内容

施設名	変更前	変更後

3 変更の理由

4 変更予定年月日

別記様式第4号（第9条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 変更事項

施設名	変更前	変更後

4 変更理由

別記様式第5号（第10条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 補助金の名称

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

別記様式第6号（第11条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市
私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で実績報告のあった新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金について、次のとおり報告します。

記

- 1 実績報告額 円
- 2 情報の公表の状況
- 3 添付書類

別記様式第8号（第13条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市私立保育施設等送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 交付確定額 | 円 |